

写

環政第99号

平成19年7月19日

経済産業大臣 甘利 明 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



新仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価方法書に対する  
意見について（通知）

平成19年2月28日付で東北電力株式会社から送付のありました標記の方法書について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

担当：宮城県環境生活部環境政策課  
環境影響評価班  
電話：022-211-2664 FAX：022-211-2669  
E-mail：kankyo-s@pref.miyagi.jp

## 別 紙

### 新仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価方法書に対する意見

事業者は、環境影響評価準備書の作成に当たっては、下記の事項を勘案すること。

#### 1 全般的な事項

- (1) 調査及び予測の対象とする地域及び地点について、設定の範囲及び理由が不明確であることから、これらを環境要素ごとに明らかにすること。

なお、予測に当たっては、可能な限り定量的な手法を用い、定量的な手法を用いることが困難であっても、類似事例の引用や現状の施設による影響を検証するなどした上で、客観的に影響の把握を行うこと。

- (2) 事業特性の記述に当たっては、事業内容の具体化の過程における検討の経緯等も含めてより詳細に明示するとともに、具体化されていない事業内容を今後具体化する過程においては、最新技術を採用した施設計画や、可能な限り郷土種である木本・草本植物を中心とした質の高い緑地計画とするなど、より環境の保全に配慮した計画とすること。

- (3) 地域特性の記述に当たっては、予備調査の結果等について、より適切かつ具体的に示すこと。また、当該地域特性を、前述の事業特性とともに、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たってどのように踏まえたかについて、より具体的に記述すること。

#### 2 個別的事項

##### (大気環境)

ばい煙に関する事項として煙突の高さを59メートルとしているが、煙突の高さの決定に当たり、大気質への影響をどのように考慮したかについて、その経緯を含めて明らかにするとともに、最大着地濃度出現範囲内に、既存の大気測定局等が存在しない場合には、現地調査の必要性について検討すること。

##### (動物・植物・生態系)

- (1) 施設の稼動時の温排水による影響を受けるおそれのある環境要素として、海域に生息・生育する動物及び植物を選定していることから、海域生態系についても項目として選定すること。また、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼動による動物への影響並びに施設の稼動に伴う排水による動物、植物及び生態系への影響についても検討した上で、必要に応じて項目として選定すること。

- (2) 生態系への影響を把握するために選定している注目種について、上位性として選定しているハヤブサについては、予備調査の結果等から事業実施区域を利用している可能性があることから、事業実施区域周辺を含めた区域でのハヤブサの繁殖環境を考慮して詳細な調査を行い、予測及び評価の過程で行う環境保全措置の検討に生かすこと。

なお、現時点では選定に至っていない注目種については、今後の調査結果を踏まえて適切に選定し、当該選定に当たっての理由や経緯を含めて明らかにすること。

(温室効果ガス等)

当該事業の目的の一つである二酸化炭素排出等による地球環境問題への対応として、発電効率が高く、二酸化炭素の排出が少ない天然ガスを使用する発電方式を採用することとしているが、具体的な発電効率や、発電燃料の燃焼以外の、燃料の採掘、輸送等により排出される分も考慮した二酸化炭素の排出低減への効果、さらには事業者の策定している環境行動計画の中での二酸化炭素の排出低減に係る当該事業の位置付けについて示すこと。

なお、予測及び評価に当たっては、所内率の低減を含めた施設の効率的運用や、最新技術の採用等、複数の環境保全措置の比較検討について根拠を示しながら客観的に検証した上で、実行可能な範囲でできる限り二酸化炭素排出の低減が図られているかどうかを示すこと。